

島根県歯科技術専門学校「県内西部・隠岐地区出身在学生支援」規則

概要：一般社団法人島根県歯科医師会が、島根県内の西部地区並びに隠岐地区の本会会員が開設する歯科医療機関等の就業者の確保と県内の若者定住対策を目的として、本会立の島根県歯科技術専門学校（歯科衛生士科・歯科技工士科）に在学する当該地区出身学生の生活支援のために、授業料を年額 20 万円減額する。

経過：本規則は平成 21 年 4 月に設置し、年額 6 万円減額していたが、平成 25 年 4 月入学生から年額 20 万円とした。

当該地区の出身学生数と支援者数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
出身者数	11	8	7	4	8	12	20	28	26
支援者数	11	8	7	4	8	12	20	28	25